

高収益作物次期作支援交付金

【新型コロナウイルス対策】(国庫補助事業)

新型コロナウイルスの影響による需要の減少等の影響を受けながら、次期作に前向きに 取り組む生産者を支援する交付金です。

【対象となる方】

○対象作物「野菜・花卉・果樹・茶」の生産者で、令和2年2月~4月末までの間に出荷実績がある方または、廃棄により出荷できなかったことが証明できる方 ※出荷実績が確認できるもの(領収書、納品書、出荷伝票等)が必要です

【交付の条件】

- 〇令和4年3月末まで、現状の作付面積を維持していること(令和4年3月末まで営農 を継続していること。確認書類の提出があります。)
- ○公的なセーフティネット(収入保険、農業共済、野菜価格安定対策等)へ加入しているまたは、加入を検討すること。(見積もり等、加入検討状況の確認をすることがあります。)

【補助対象】

【対 象 者】 菊川市在住の農業者、法人

【対象農地】 支援①・②で対象となる農地は、下記のア、イともに満たす農地です。

- ア 支援①または支援②を、次期作までに実施すること。(令和3年3月末までに実施)
- イ 農家台帳に記載されていること(自己所有地、借入地とも。)
 - ※利用権設定手続き申請中(農業委員会受領後)の借入地も対象となります。 ただし、取組実施は設定後が完了した後に行ってください。

【対象取組】

<支援①> 次期作に前向きに取り組む生産者の支援

○交付金額 (基本単価) 10aあたり5万円 ※イチゴ、トマトは野菜です (高集約型品目) 施設花卉、大葉、わさび 80万円/10a 施設マンゴー、カウトウ、プドウ 25万円/10a

〇取組内容 裏面①の取組項目表のうち

(基本単価)ア〜オにのうち2つ以上の取組を実施する農地の面積 (高集約型品目)産地で推奨する品目や品種を、新たに導入する農地で、 アまたはウの取組を実施する農地の面積

<支援②> 新たな品種や新技術の導入等に取り組む生産者の支援

- 〇交付金額 1取組10aあたり2万円
- ○取組内容 裏面②の取組項目表の項目を実施する農地の面積。

<支援③> 厳選出荷に取り組んだ生産者の支援

- ○交付金額 1人1日あたり2,200円
- 〇対象品目 花卉、茶
- 〇取組内容 産地の取り決めに基づき、まとまって高品質な花卉や茶の出荷に2月以 降取り組んだ作業日数

※7月1日時点の情報であり、今後、変更する可能性があります。

支援① 次の項目に分類される取組(様々なものがあります)のうち「2つ」以上を同一農地で 実施すること

> ※同一の項目から2つや、エとオの取組項目で 2つとすることはできません。

- ア 生産・流通コストの削減に資する取組
- イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する 取組
- ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組
- エ 作業環境の改善に資する取組
- オ 事業継続計画の策定の取組

支援② 次の項目に分類される取組(様々なものがあります)を実施すること

(1つの取組ごとに補助されます)

- ア 新たに直販等を行うための HP 等の環境整備
- イ 新品種・新技術導入等に向けた取組
- ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、 GAP等の取組

※支援①、②とも、実施する取組は、基本的に新たな取組であること。

【交付金事業説明会について】

〇JA遠州夢咲農協への申請者を中心とした交付金事業の説明会を下記のとおり実施します。

対象者	日時	場所
菊川市・掛川市・御前崎市	7月9日(木)①午前9時00分~	JA遠州夢咲農協本店会議室
3 市在住の農業者	②午後1時00分~	(菊川市下平川 6265)

- ※参加の際は、マスクの着用をお願いします
- ※菊川市内茶工場については代表者を対象とした説明会を7月7日(火)に実施します。

【対象農地の確認方法】

- •取組実施を検討する農地について、所在地や面積、作物など、対象農地とできるか確認しましょう。
- ・ 菊川市内の農家台帳の情報 (所有する農地の地番、面積) については、下記窓口で確認ができます。 電話での問い合わせは対応しておりませんので、直接窓口にお越しください。また、本人・同居家 族以外の場合は委任状が必要となりますので、ご注意ください。

(農地の面積等確認窓口)

- ○菊川市農林課/菊川市役所本庁3階
- 〇遠州夢咲農協営農経済センター/菊川中央支店:加茂5780、小笠本店:下平川5291-1
- ・茶工場は、茶工場単位での取組検討が必要となりますので、まとめての確認をお願いします。

【利用権の設定をする場合】

(手続き方法)

- ①申請に必要な書類を用意します。
 - ・菊川市ホームページからのダウンロード(「申請書ダウンロード」⇒「農林課」⇒「農地関係 許可申請における様式」⇒「利用権設定等促進事業様式」)
 - ・菊川市農林課(市役所本庁3階)、JA遠州夢咲営農経済センター(菊川・小笠)での配布
- ②必要事項を記入し、貸し手の署名押印をもらいます。
- ③対象となる農地のある地区の「農地利用最適化推進委員」の署名押印をもらいます。
 - ※推進委員の氏名・連絡先は、菊川市農林課(35-0938)またはJA遠州夢咲営農経済センター(菊川:35-3559、小笠73-5115)にお問い合わせください。
- ④菊川市農林課へ提出してください。

問合せ先

菊川市役所 農林課農業振興係 (担当 山本・松下) TEL 0537-35-0938
茶業振興課茶業振興係(担当 横山) TEL 0537-35-0944

※JA遠州夢咲関係の方は。JA遠州夢咲(営農経済センター、営農指導課、茶業振興センター へお問い合わせください。